

令和4年度
秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト
業務委託仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

令和4年度 秩父・比企地域ふるさと納税体験型返礼品周遊コース開発コンテスト業務委託

2 本業務の目的

県内では、主に圏央道から北の地域において人口減少が進行している。中でも秩父地域や比企地域（以下「対象地域」という。）※¹では深刻な状況であり、地域に多様な形で関わる関係人口の創出などが大きな課題となっている。

更に、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響から不要不急の外出や県境を跨ぐ移動が自粛される状況が断続的に発生した結果、地域経済も大きな打撃を受けてきた。

こうした状況を受け、関係人口の創出に加え、市町村の財源確保や地元事業者の活用といった側面から、ふるさと納税の体験型返礼品※²が持つ可能性について着目した。

そこで、都市部に近く訪れやすいという埼玉県の立地を生かし、体験型返礼品をきっかけとした地域への来訪者の増加や体験型返礼品のPRを目的として本業務を実施する。

※¹ 対象地域は以下のとおりとする。

秩父地域：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

比企地域：東松山市、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

※² 「体験型返礼品」の定義

「体験型返礼品」とは、平成31年4月1日総務省告示第179号の第5条第1項第7号に該当するものを指す。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）までとする。

4 委託業務の内容

県内でも特に人口減少が進行している対象地域において、市町村が用意している体験型返礼品を組み合わせ、地域を訪問し周遊するモデルコースづくりを行う。モデルコースづくりはコンテスト形式で実施する。なお、ツアーの実施は含めない。

①コンテストの実施方法について

- ・地域観光情報誌のライターや地域づくり活動に関心がある層（インフルエンサー）、県民、県外住民を対象としてオープンな形で実施すること。なお、応募者の単位について個人・団体の別は問わない。
- ・コンテストはウェブサイト上で実施するものとし、モデルコースの内容をまとめた応募様式（参考例は別添のとおり）での投稿を受け付けること。なお、応募様式内には、応募者自身が下記「②募集するモデルコースの要件について」で定めるモデルコースの要件を満たしていることをチェックできる仕組みを設けること。
- ・応募様式は、受託者がコンテスト実施内容に沿って作成し、事前に委託者の承諾を得ること。
- ・応募件数は50件以上とすること。

②募集するモデルコースの要件について

- ・必ず対象地域の市町村が提供している体験型返礼品^{※3}を含むコースであること。
- ・対象地域の2市町村以上を周遊するコースであること。
- ・訪問先は必ずしも全てが体験型返礼品となっている必要はないこと。

※3 対象地域の市町村が提供している体験型返礼品の一覧及び画像素材については、委託者から受託者に提供する。

③コンテストの賞について

- ・応募へのインセンティブを高めるため、賞を複数設けること。
- ・受賞者には県特産品を贈呈すること。なお、商品は本コンテストへの応募のインセンティブになるもので本県の特産品とし、受託者が本業務内で手配すること。また、受賞者への賞品の発送も行うこと。

④コンテスト応募作品と結果発表について

- ・受託者は、応募締切後速やかに全応募作品を委託者に提出すること。その際、応募条件を満たしていない応募作品がある場合は抽出し、仕訳けた状態にすること。
- ・各賞への入賞作品は、委託者と受託者において公正に選定すること。なお、審査の方法（審査員等の選定含む。）にあたっては、あらかじめ委託者と協議すること。
- ・受賞作品はコンテストのウェブサイト及び県ウェブサイトで公表する。なお、県ウェブサイトへの掲載作業は委託者が行う。
- ・コンテストの結果については、コンテストのウェブサイト及び県ウェブサイトで開催発表する。なお、県ウェブサイトへの掲載作業は委託者が行う。

⑤コンテストの告知・PRについて

- ・より多くの応募が得られるよう、様々な手段を用いて本コンテストの告知・PRを行うこと。

5 納品物と納品期限

下記①②③のとおりとし、適時委託者に必要な情報提供を行うこと。

納品先 埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当（地域企画担当）

E-mail: a2760-02@pref.saitama.lg.jp

①事業報告書

- ・本業務の実施結果をまとめた事業報告書を、委託期間内に提出すること。報告書は、コンテストの実施概要及びその結果、受賞者への賞品手配・発送、告知・PRの取組など、本業務により実施した内容をまとめたものとする。
- ・報告書は、電子データで納入すること。なお、データ形式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint など一般的なソフトウェアで編集・閲覧が可能な形式とする。

②コンテスト応募作品

- ・本コンテストで応募された作品を、応募締切後、速やかに提出すること。
- ・応募作品は電子データで納入すること。

③受賞作品の紹介用チラシ

- ・受賞作品について、A4サイズ×1ページ分の紹介用チラシを作成し、委託期間内に提出すること。
- ・紹介用チラシは電子データで納入すること。

6 その他

(1) 権利の帰属について

- ① 応募された旅行企画の著作権、著作権は、審査の結果にかかわらず、応募以降、埼玉県に帰属する。
- ② 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。コンテストウェブサイト及び受賞作品の紹介用チラシに掲載する写真、イラスト、掲載文言については、その権利関係含め、原則、受託者で手配するものとする。なお、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととし、支払額は委託料に含める。
- ③ 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、委託者が成果物以外に使用する際には、委託者、受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- ④ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者に権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ⑤ 本事業により得られた個人情報や調査データ等すべてについて、本事業の目的

以外に使用、流用等をしてはならない。

- ⑥ 本事業により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(2) その他

- ① この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- ② 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。

参考例

応募部門		<input type="checkbox"/> ●●部門 <input type="checkbox"/> ××部門 <input type="checkbox"/> △△部門 <input type="checkbox"/> ◎◎部門					
応募者	氏名			年齢	歳	職業	
	住所	〒					
コースタイトル							
周遊する市町村名							
実施時期		<input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 夏 <input type="checkbox"/> 秋 <input type="checkbox"/> 冬 <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
おすすめする旅行者層							
ふるさと納税の寄附先・寄附額		市町村		円	要件チェック	<input type="checkbox"/> 対象地域の市町村が提供している、ふるさと納税の体験型返礼品を含むコースである。 <input type="checkbox"/> 対象地域の2市町村以上を周遊するコースである。 ※ 当コンテストの応募には、上記2点を満たす必要があります。	
		市町村		円			
		市町村		円			
その他の費用 (内訳・金額)				円			
				円			
				円			
				円			
費用合計				円			
提案コースの主旨・ポイント							

行 程 表

(行程)

(備考)